

かすやよかつ Pay【粕屋町プレミアム付キャッシュレス商品券】事業

取扱加盟店募集要領

- 事業目的 : 原油価格・物価高騰の影響を受けた地域内消費を喚起し、また事業者を支援し地域経済の活性化を図ると共に、キャッシュレス決済の普及を目的とします。
- 募集対象 : 粕屋町内事業所（※粕屋町内に店舗・事務所等がある事業所が対象となります。）
- 登録方法 : 専用の申込用紙に記入のうえ FAX、郵送、または商工会窓口までご提出下さい。
* 申込書の PDF データ添付メール（kasuya@shokokai.ne.jp）での申込も可能です。その際は件名に『かすやよかつ Pay 申込の件（事業所名）』と記載して下さい。
- 募集締切 : **令和 8 年 6 月 1 9 日（金） 1 7 時（期限厳守）**
* 申請期限を過ぎても随時申請を受け付けますが、チラシによる広報、および利用開始時のアプリへの店舗名等の掲載が間に合わない場合があります。
- 注意事項 : ①加盟店向け説明会は今年度は行いませんが、管理システムの操作マニュアルは後日送付します。ご不明な点はコールセンターにお問い合わせ下さい。
②加盟店には「決済用 QR コード」と「加盟店用ノボリ」を配布しますので掲示して下さい。令和 6 年度に加盟店だった店舗は引き続き前回ご利用分をお使い下さい。
③粕屋町内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。
④購入申込が始まる 9 月より、アプリや管理画面の使い方について問い合わせができる専用窓口（コールセンター）を開設予定です。
⑤商品券は 1 セット 12,000 円（プレミアム分含む）のうち、中小専用券 8,000 円分は大型店では使用できません。 ※大型店はイオンモール福岡・イオン福岡東です（R8.5.25 時点）。
⑥商品券発行事業による地域経済への影響や効果を把握するため、加盟店へのアンケート調査にご協力をお願いいたします。
⑦この商品券は、購入後の返金はできません。また、使用期間を過ぎた場合は無効となります。
⑧不適切な行為について
以下のような行為や第三者からの現金化目的による換金依頼には応じないようお願いします。
・商品券を購入した事業者が、自社商品の購買に商品券を利用する。
・商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、事業者側が本事業の主旨に反する行為を行う。
・商品券を事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いる。
⑨粕屋町プレミアム付キャッシュレス商品券募集要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店の登録を取り消す場合があります。

【問合せ先】

粕屋町商工会

糟屋郡粕屋町若宮 2 - 3 - 1 TEL 092-957-1501 / FAX 092-938-2500

e-mail : kasuya@shokokai.ne.jp